

特別支援保育について

本町では、心身の発達等が気になるお子さま及び心身に障がいがあるお子さまや医療的ケアを必要とするお子さまを対象とした特別な配慮が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。児童の健全な社会性の成長及び発達を促すことを目的としています。

1. 対象となる児童

- 心身に障がいのあるお子さま
- 医療的ケアが必要なお子さま
※別途、医療的ケア実施申込書が必要
- その他、特別な配慮が必要なお子さま
- 集団保育に適しているお子さま



2. 特別支援保育の適否について(医療的ケア共通)

申し込みの段階ではお子さまが特別支援保育対象となるかどうかはわかりません。保護者の申込書、各関係機関からの意見等をもとに、お子さまの心身の状態や集団生活において特別な支援や配慮を必要とするかどうか審議し、総合的に判定する「町特別支援保育判定会議」にて決定します。与那原町特別支援保育判定会議は、教育や医療・福祉の分野等の専門職で構成された組織です。

3. 受付(申込み)期間・場所

- (1) 第1回特別支援保育判定会議（令和7年10月）
申込期間：令和7年9月1日～9月30日
書類配布・受付場所：子育て支援課、町内保育施設等

- (2) 第2回特別支援保育判定会議（令和7年12月）
申込期間：令和7年10月1日～11月28日
書類配布・受付場所：子育て支援課、町内保育施設等

4. 判定結果

- *子育て支援課から特別支援保育判定会議での判定結果を通知します。（1月）
- *判定結果をご覧になり、保育所（園）・幼稚園とよく相談のうえ、保護者が最終判断を行います。希望者へは、子育て支援課においても相談を行っています。
- *本判定結果は、新年度（令和8年4月1日～）に向けての判定会議です。希望する各保育所（園）、幼稚園の空き状況や受入れ体制により調整させていただくこともあります。

【注意】特別支援保育判定会議の判定結果をもとに特別支援保育を行っていますので、上記のスケジュールに沿わない場合、新年度、特別支援保育を受けられない場合もあります。ただし、突発的な事故の後遺症や進行性の病気等により、お子さまの障害の状態に大きな変化があった場合は検討が可能です。

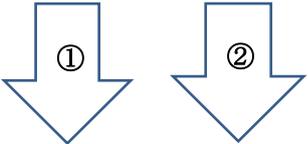
*裏面もご覧ください ⇒

5. 特別支援保育申込の流れ

特別支援保育判定会議は年に2回開催しております。希望される方は、1回目、2回目のどちらかへ申し込みをされてください。申込期間を過ぎると、令和8年4月1日入所（園）の支援対象になりません。

相談
在園している保育施設や
子育て支援課まで

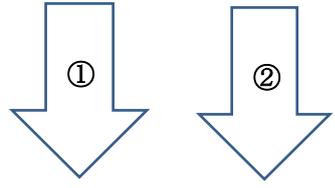
・集団生活の中で特別な支援や配慮の必要について特別支援保育判定会議へ判定を依頼するかどうか、保育所（園）・幼稚園と相談して下さい。子育て支援課でも相談可。必要に応じて、臨床心理士との面談やお子さまの状態の観察、発達検査を行っています。



① 第1回申込み
令和7年9月1日～9月30日
② 第2回申込み
令和7年10月1日～11月28日

(1) 申請書類
①別紙1「心身状況表」
(2) 添付書類
①診断書の写し又は、発達検査結果の写し
②障害者手帳または療育手帳の写し（所持者のみ）
※①の診断書または、発達検査の結果を添付される方は、②の書類は不要です。

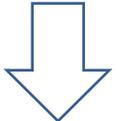
※保育施設を利用されているお子さまは、別紙2「通園（所）施設意見書」を保護者から保育施設へ記入の依頼をしてください。（申請については、各施設から子育て支援課へ提出します）



第1回特別支援保育判定会議
令和7年10月
第2回特別支援保育判定会議
令和7年12月

※①第1回目の申し込みに間に合わなかった方は、②第2回目へ申込みください。

・保護者の申込書、各保育施設等から提出された資料、各種検査の結果、医師の診断書をもとに、お子さまの心身の状態や必要とされるケアの頻度、常時観察の必要性や全面介助の有無、安全面や発達の程度を踏まえ、集団生活において特別な支援や配慮を必要とするかどうか審議します。



結果通知
1月（保護者）
2月（入園先）

・子育て支援課から特別支援保育判定会議での判定結果を保護者、在籍園等、入園先へ通知します。
・本判定結果は、新年度に向けての判定会議です。希望する各保育所（園）、幼稚園の空き状況や受入れ体制により調整させていただきます。
・特別支援保育が必要との結果が出た場合は、通常配置されている保育職員に加えて加配をし、お子さまの発達状況や特性を踏まえた保育や丁寧なかかわりを行います。どのような支援を行うかは、お子さまの支援の必要性の程度や入所施設により異なります。加配職員配置状況により常時見守り出来ないこともあります。なお、障がい、疾病等に対する専門的な訓練や治療ではありません。

【与那原町役場 子育て支援課】
